

国に対し『健康保険の資格確認書の交付を「当分の間」との制限をせず、今後も継続し、申請しなくても発行を求める意見書』の提出を求める請願

【請願趣旨】

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決定されました。「マイナ保険証」を申請しない方には、「資格確認書」を発行するとしました。この「資格確認書」は原則、本人の申請により発行され、有効期間も「1年を限度」としました。しかし、政府は、申請漏れなどが生じるとして、各保険者が本人の申請がなくても「当分の間」発行するように方針をだしました。

政府の資料によりますと、『全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書について、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。また、その有効期間は、5年以内で、各保険者が設定。』とあります。

政府は、申請しなくても発行するのは「当分の間」と、「資格確認書」の発行をいつでも発行をやめることができる経過措置と位置付けています。

現行の健康保険証は、申請なしに、被保険者に送付されています。被保険者が保険料を支払ったのに、申請を忘れ「資格確認書」が届かないことがないように、今後もマイナ保険証を取得していない方全員に申請なしに「資格確認書」を発行してください。

請願項目

1. 国に対し『健康保険の資格確認書交付を「当分の間」との制限をせず、今後も継続し、申請しなくても発行を求める意見書』の提出を求めます。